

尼都計第 5580 号
令和 2 年 1 月 31 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 13 号
阪神間都市計画土地区画整理事業の変更(尾浜土地区画整理事業、尼崎市決定)について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書

阪神間都市計画土地区画整理事業の変更（尼崎市決定）

都市計画尾浜土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	尾浜土地区画整理事業			
面 積	約 1 5 2 . 4 ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	
		幹線道路	五合橋線	L= 1 , 3 2 0 m
		〃	尼崎伊丹線	L= 1 , 1 3 0 m
		〃	山手幹線	L= 1 , 6 5 0 m
		〃	久々知水堂線	L= 8 0 0 m
	公園及び緑地	種 別	名 称	
		近 隣	尾浜公園	約 1 . 3 ha
		〃	芦原公園	約 1 . 3 ha
		街 区	神子ヶ坪公園	約 0 . 1 0 ha
		〃	名月公園	約 0 . 4 1 ha
〃		名月西公園	約 0 . 5 0 ha	
〃		名月姫公園	約 0 . 2 0 ha	
〃		東浦公園	約 0 . 2 3 ha	
〃		名和公園	約 0 . 4 0 ha	
〃	生島公園	約 0 . 1 4 ha		
その他の公共 施設	公共下水道整備済み			
宅 地 の 整 備	主として住宅地として整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本地区は、名神高速道路の尼崎インターチェンジの設置に伴う公共用地の整備と併せて宅地利用の合理化を目的として、昭和34年3月23日付け建設省告示第436号により都市計画決定し、昭和35年3月25日に事業認可を得て事業着手した。

その後、都市発展の動向を考慮し、市街地の健全化及び土地利用の増進を図るため、昭和37年2月2日付け建設省告示第155号により区域を拡大した都市計画変更を行った。

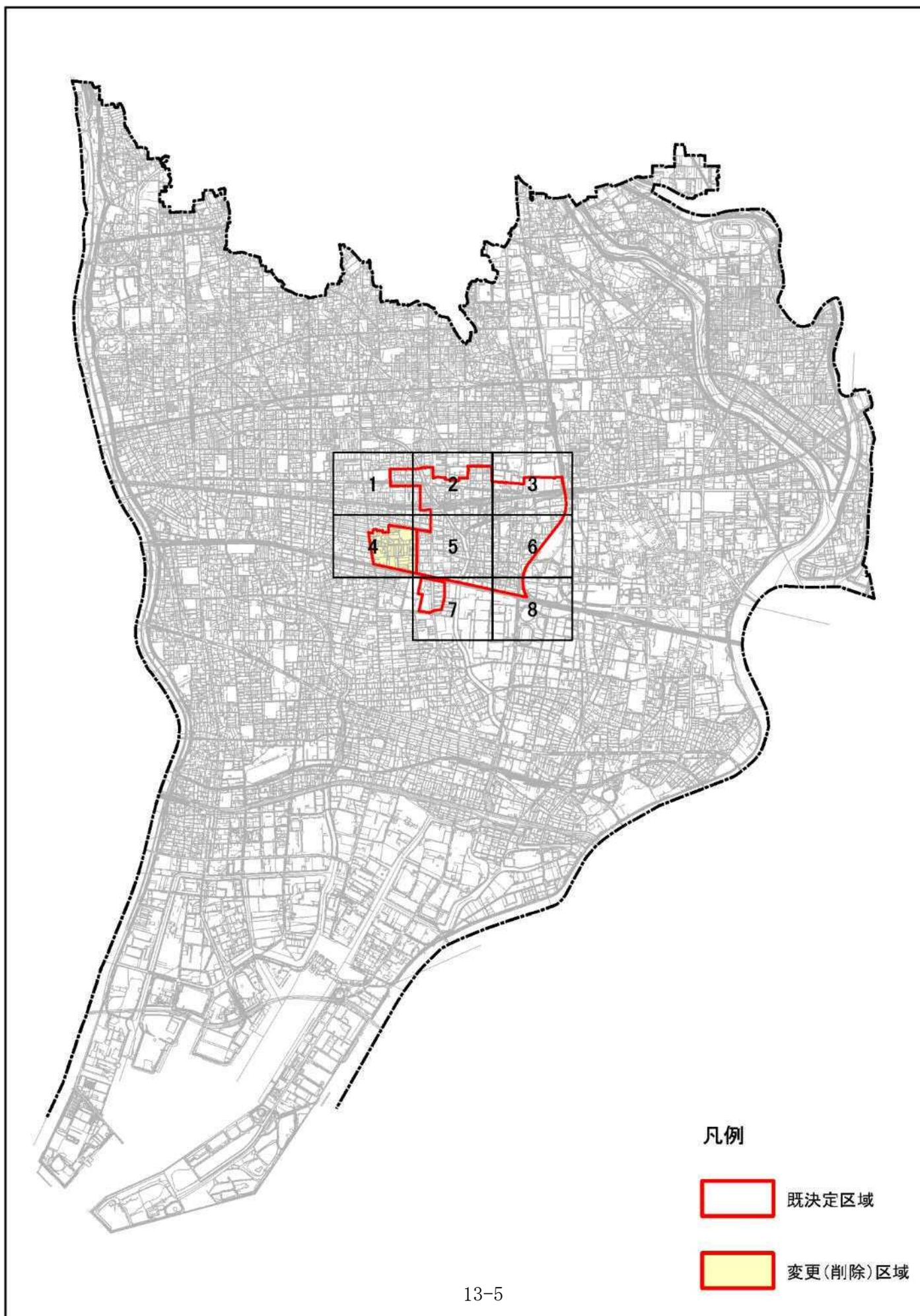
区域拡大地区において、地権者の開発意欲が強く、土地区画整理事業への理解が得られず着手できなかつたため、当該区域を除いて昭和46年10月29日に事業に係る換地処分の公告が完了した。

これらの区域について、社会経済情勢や土地利用の状況等を踏まえ、必要性及び実現性を検証した結果、未施行区域を廃止することとし、都市計画を変更するものである。

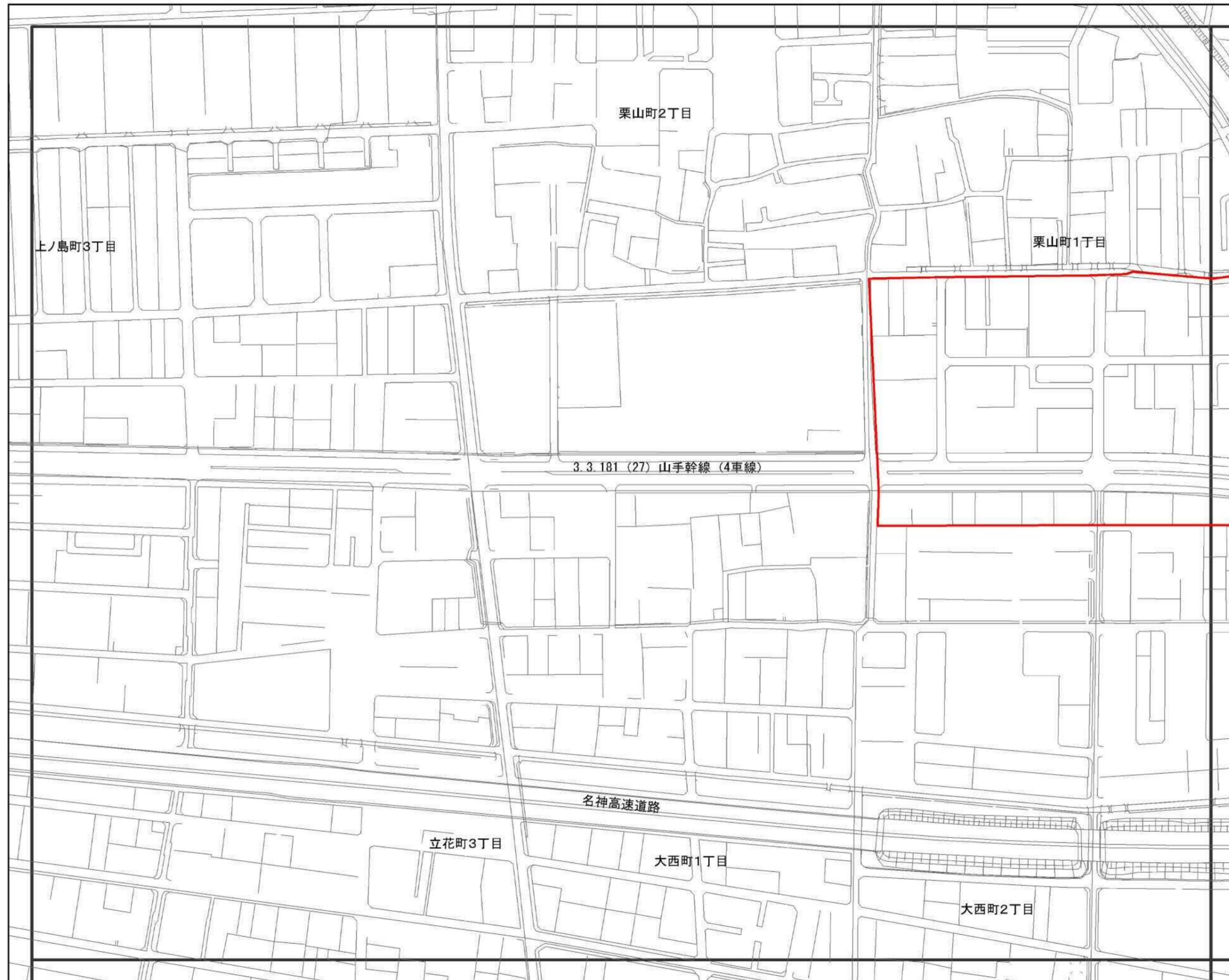
変 更 前 後 対 照 表

名 称		阪神間都市計画尾浜土地区画整理事業		
変 更 前	面 積	約 1 7 1 . 6 ha		
	道 路	名神高速道路よりの交通を円滑に処理するため、都市計画道路山手幹線及び久々知水堂線で受けて、尼崎伊丹線及び五合橋線で交通量を分散させると共に、区画街路を縦横に配列する。		
	公 園	住宅地に近隣公園及び児童公園を適宜配置する。		
	その他の公共施設	用排水路の改廃並びに側溝を整備し、低地区浸水を解消するため庄下川沿いに抽水ポンプ場を築造する。		
	宅地の整備方針	主として住宅地と整備する。		
変 更 後	面 積	約 1 5 2 . 4 ha		
	道 路	種 別	名 称	
		幹線道路	五合橋線	L= 1 , 3 2 0 m 完成
		〃	尼崎伊丹線	L= 1 , 1 3 0 m 完成
		〃	山手幹線	L= 1 , 6 5 0 m 完成
		〃	久々知水堂線	L= 8 0 0 m 完成
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	
		近 隣	尾浜公園	約 1 . 3 ha 完成
		〃	芦原公園	約 1 . 3 ha 完成
		街 区	神子ヶ坪公園	約 0 . 1 0 ha 完成
		〃	名月公園	約 0 . 4 1 ha 完成
		〃	名月西公園	約 0 . 5 0 ha 完成
		〃	名月姫公園	約 0 . 2 0 ha 完成
		〃	東浦公園	約 0 . 2 3 ha 完成
		〃	名和公園	約 0 . 4 0 ha 完成
〃	生島公園	約 0 . 1 4 ha 完成		
その他の公共施設	公共下水道整備済み。			
宅地の整備	主として住宅地として整備する。			

計画図 図郭割図



計画図 阪神間都市計画尾浜土地区画整理事業の変更(尼崎市決定) 1/8



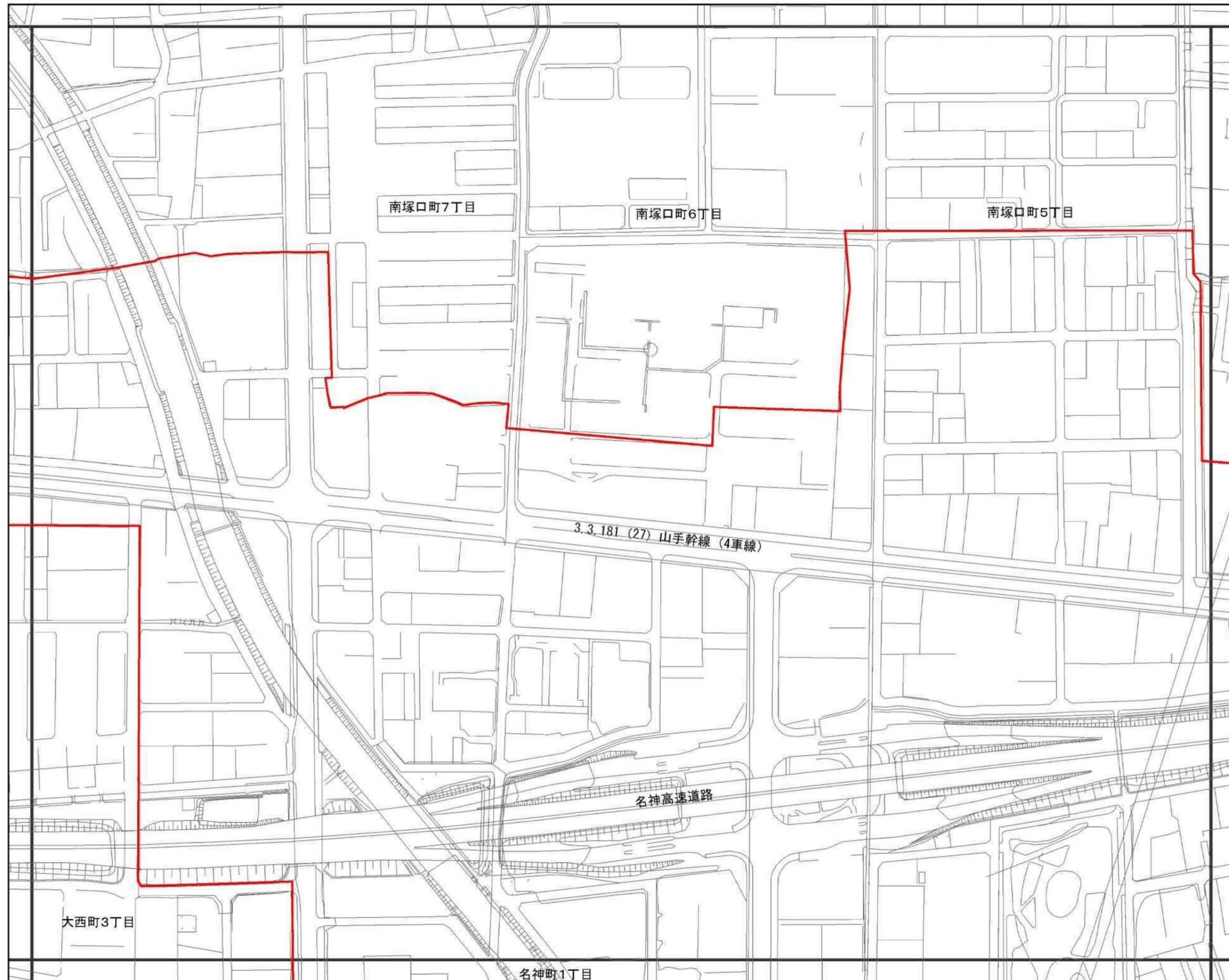
1:2,500

凡例

 既決定区域

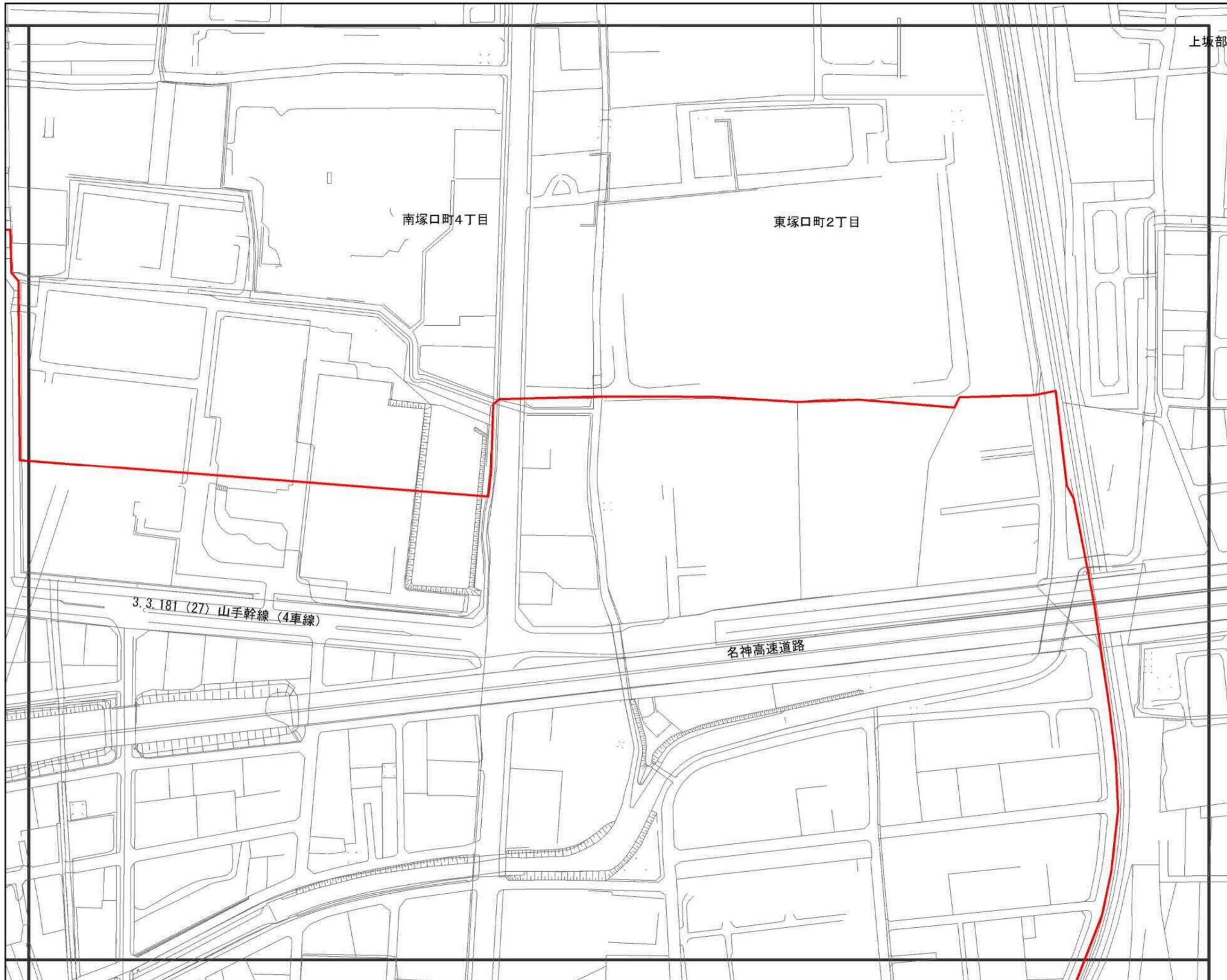
 変更(削除)区域

計画図 阪神間都市計画尾浜土地地区画整理事業の変更(尼崎市決定) 2/8



- 凡例
-  既決定区域
 -  変更(削除)区域

計画図 阪神間都市計画尾浜土地区画整理事業の変更(尼崎市決定) 3/8



上城部

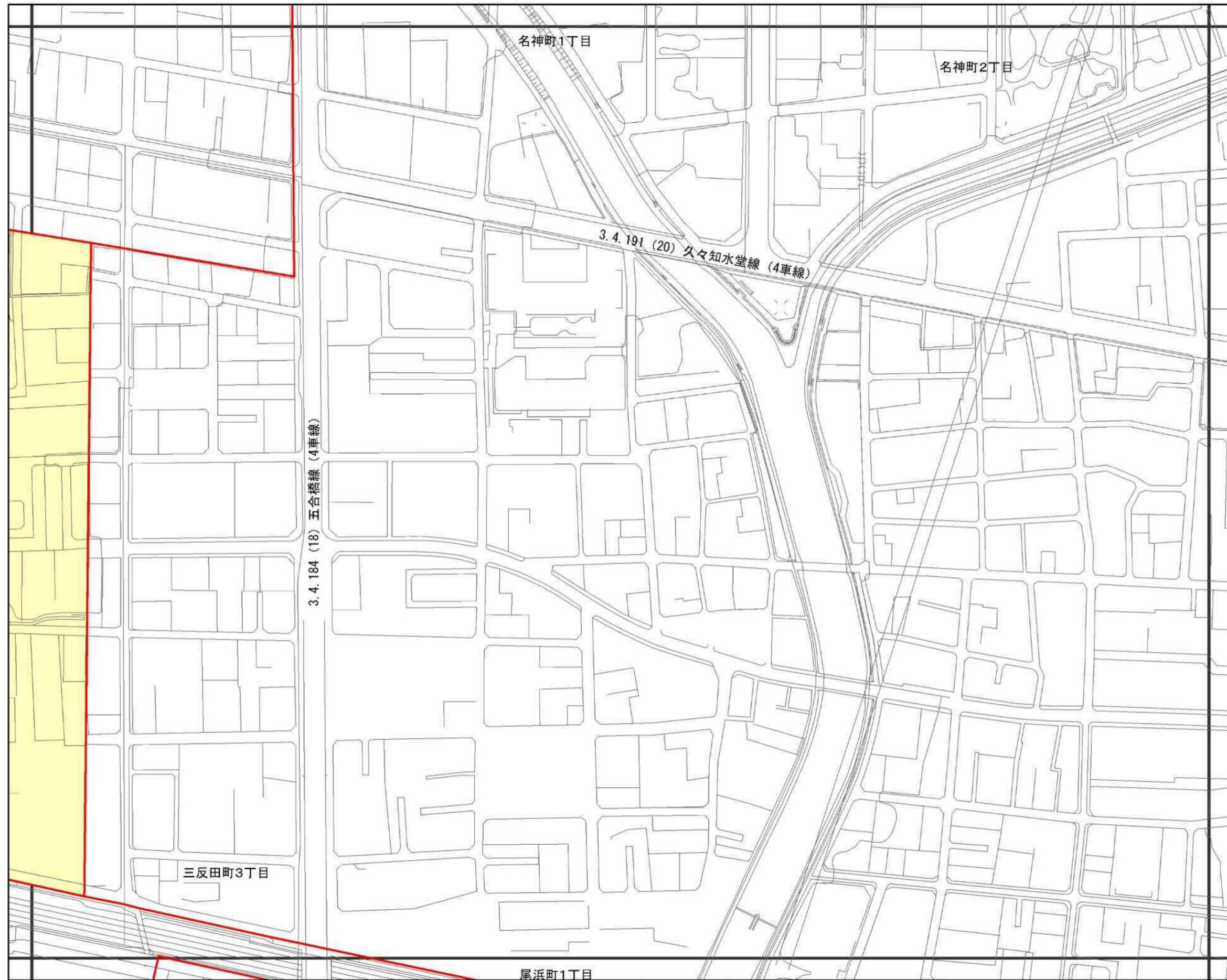


1:2,500

凡例

-  既決定区域
-  変更(削除)区域

計画図 阪神間都市計画尾浜土地地区画整理事業の変更(尼崎市決定) 5/8



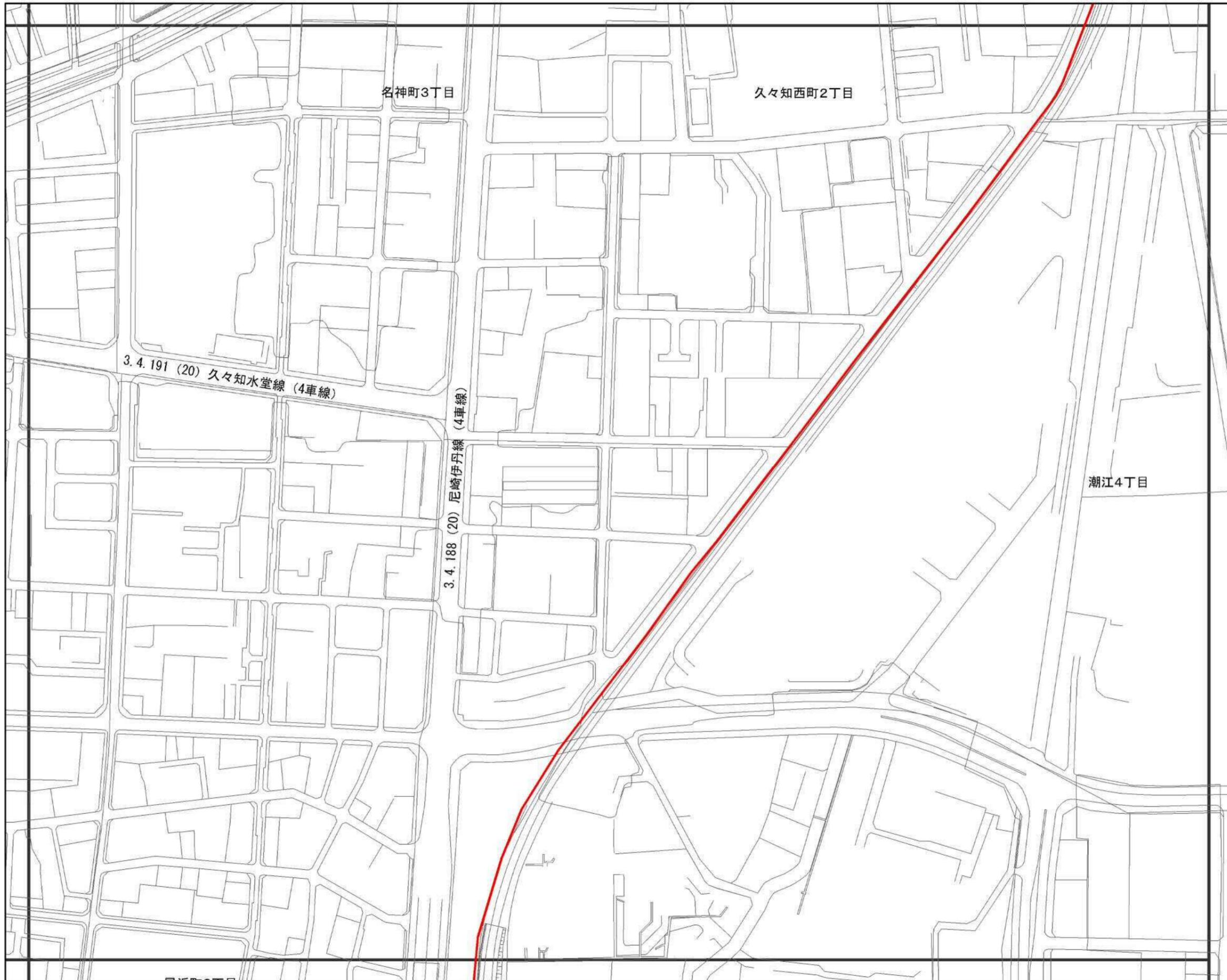
1:2,500

凡例

 既定区域

 変更(削除)区域

計画図 阪神間都市計画尾浜土地区画整理事業の変更(尼崎市決定) 6/8



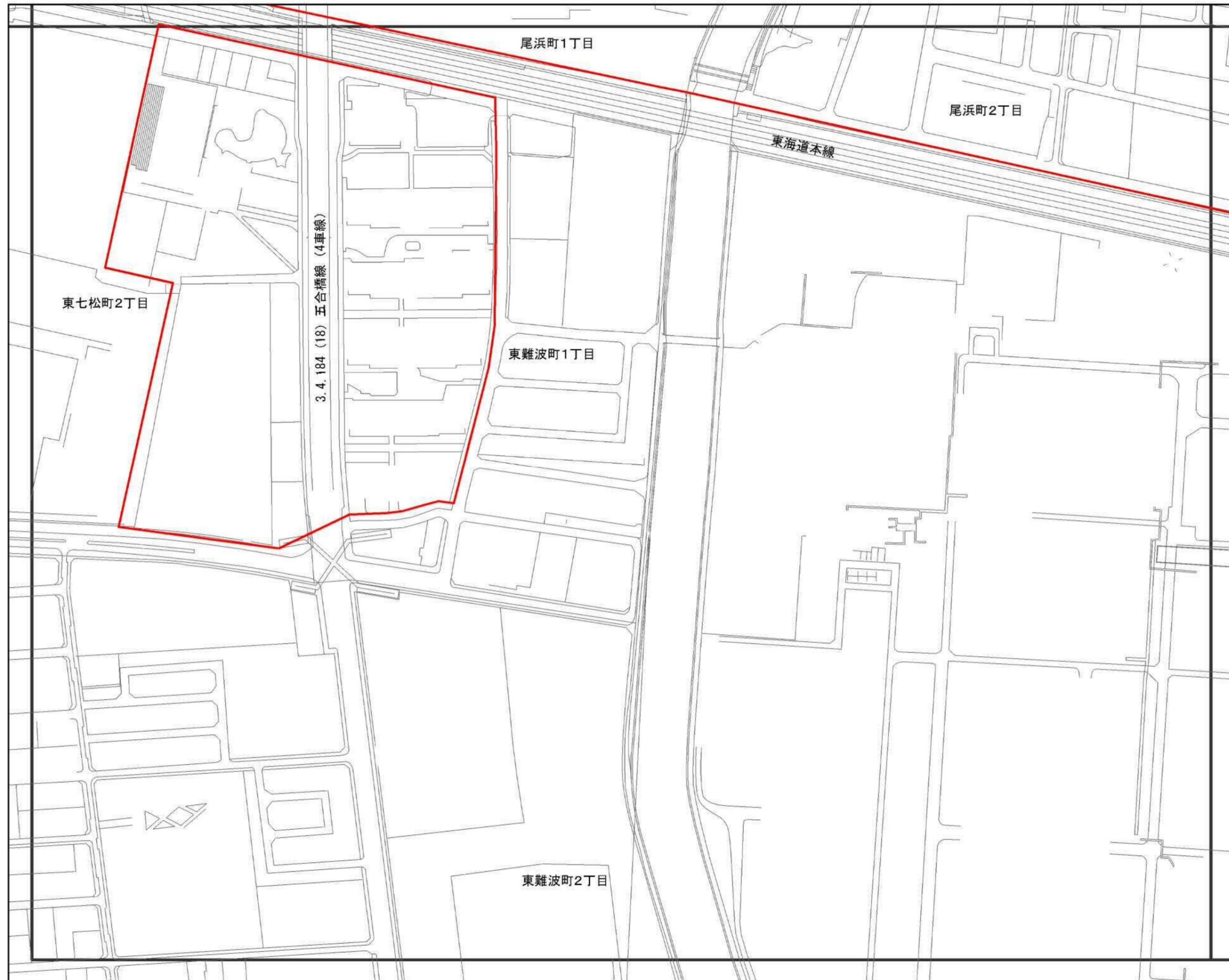
1:2,500

凡例

 既決定区域

 変更(削除)区域

計画図 阪神間都市計画尾浜土地地区画整理事業の変更(尼崎市決定) 7/8



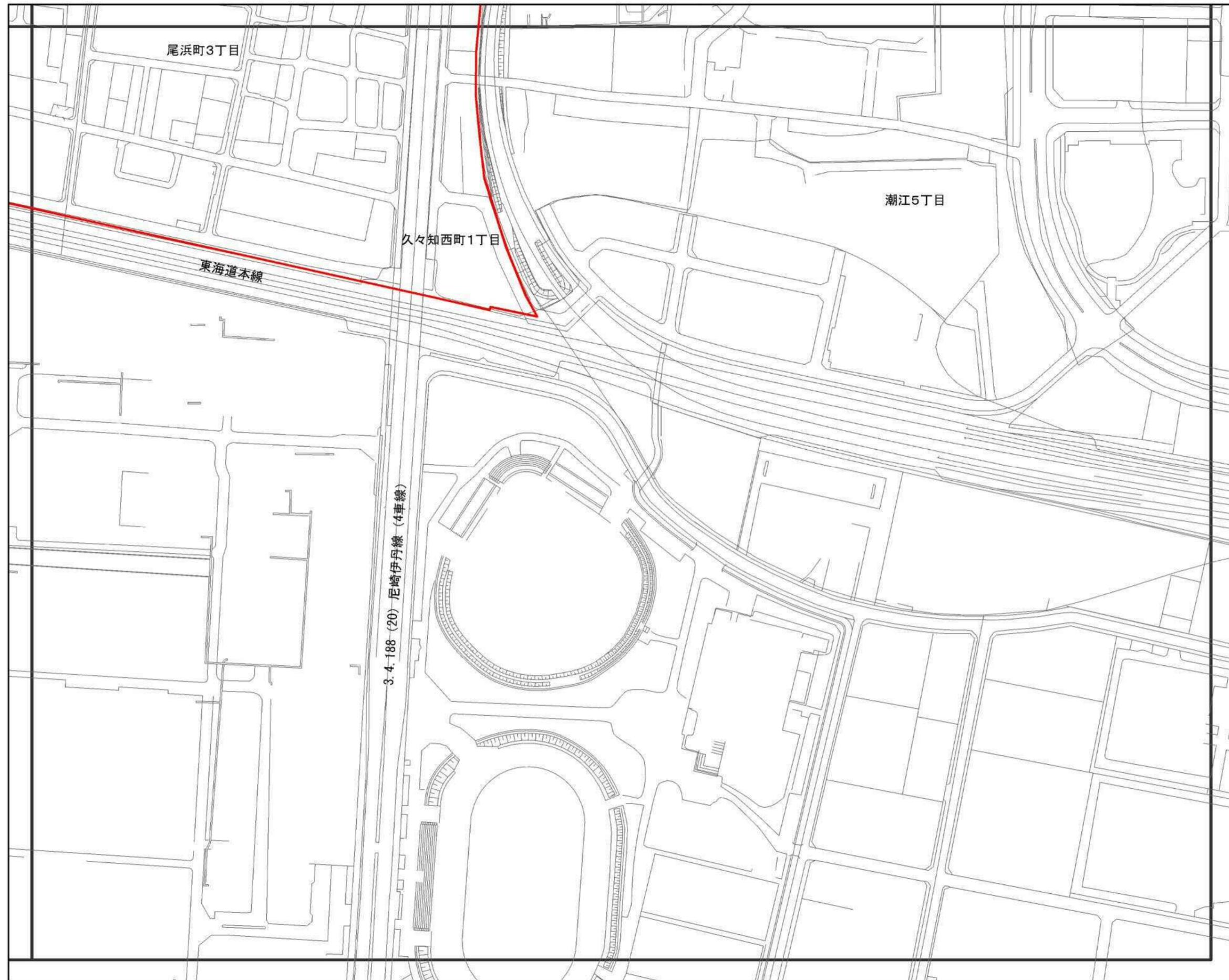
1:2,500

凡例

 既決定区域

 変更(削除)区域

計画図 阪神間都市計画尾浜土地区画整理事業の変更(尼崎市決定) 8/8



1:2,500

凡例

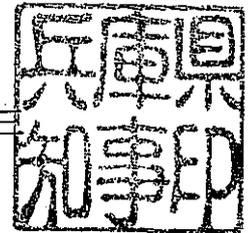
-  既決定区域
-  変更(削除)区域



都計第 1383 号
令和元年 12 月 4 日

尼崎市長 稲村和美様

兵庫県知事 井戸敏三



阪神間都市計画土地地区画整理事業の変更（尾浜土地地区画整理事業の変更）
について（回答）

令和元年 11 月 27 日付け尼市整第 4090 号で協議のあったこのことについては、
異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項にお
いて準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する
図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、
阪神南県民センター西宮土木事務所及び阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を
行った旨通知願います。

尼都計第 5590 号
令和 2 年 1 月 31 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 14 号
阪神間都市計画土地区画整理事業の変更(穴太土地区画整理事業、尼崎市決定)について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書

阪神間都市計画土地区画整理事業の変更（尼崎市決定）

都市計画穴太土地区画整理事業を廃止する。

名 称	位 置	面 積	備 考
穴太土地区画整理事業	尼崎市東園田町二丁目、 四丁目、五丁目の各一部	約 9.3ha	当初決定 昭和 42 年 11 月 14 日

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本地区は、将来、市街化すべき区域として、市内及び他都市との交通連絡促進のための道路その他公共施設の整備を行うとともに宅地の造成を行い、本地域の健全な市街化と宅地利用の増進を図るため、昭和42年11月14日付け建設省告示第3810号により、尼崎都市計画穴太土地区画整理事業として都市計画決定した。

事業着手にあたり、関係権利者の理解が得られなかったため、都市計画道路尼崎豊中線を街路事業で整備したことから、これまで、事業着手に至っていない。

このたび、社会経済情勢や土地利用の状況等を踏まえ、必要性及び実現性を検証した結果、穴太土地区画整理事業区域を廃止するものである。

計 画 図 S=1:2,500

阪神間都市計画穴太土地区画整理事業の変更（尼崎市決定）



凡 例

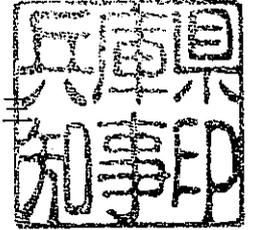
変更(削除)区域 



都計第 1384 号
令和元年 12 月 4 日

尼崎市長 稲村和美様

兵庫県知事 井戸敏



阪神間都市計画土地区画整理事業の変更（穴太土地区画整理事業の変更）
について（回答）

令和元年 11 月 27 日付け尼市整第 4100 号で協議のあったこのことについては、
異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項にお
いて準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する
図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、
阪神南県民センター西宮土木事務所及び阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を
行った旨通知願います。